

# 令和7年度版

「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」

# 十日町市の環境

《令和6年度の環境関係の取組》



家庭用ごみ袋・処理手数料の改定



熱中症対策(クーリングシェルター)



再生可能エネルギー活用促進補助事業



環境フェア 2024 (生物多様性講演)

十日町市  
環境エネルギー部 環境衛生課

目 次

<b>第1章 十日町市の概要</b>	1
1 位置・地勢・気象	1
2 人口・世帯数	2
3 産業・交通	2
<b>第2章 十日町市の環境の現状</b>	3
1 自然環境の現状	3
(1) 動植物	3
(2) 自然公園	5
(3) 自然環境保全地域等	5
(4) 棚田	6
(5) 重要里地里山	6
(6) 名水	7
(7) 指定文化財（名勝・天然記念物）	7
(8) 鳥獣保護区	8
2 環境保全の現状	8
(1) 大気環境	8
ア ダイオキシン	8
(2) 地盤環境	9
ア 地盤沈下	9
イ 土壌汚染	9
ウ 地下水汚染	9
(3) 水環境	11
ア 河川の水質	11
イ 生活排水（下水道）	11
ウ 生活排水（し尿）	12
エ 川西有機センターの排水	12
(4) 騒音・振動	13
(5) 悪臭	16
ア 養豚場の排水・臭気	16
イ 川西有機センターの臭気	17
(6) 放射性物質（放射能）	18
(7) 公害苦情件数	19
3 廃棄物の現状	19
(1) 廃棄物処理施設	19
ア ごみ焼却施設	19
イ 最終処分施設	19
ウ し尿処理施設	20
(2) ごみの排出量	20
(3) ごみ・資源物の分別収集	20
(4) ごみ処理手数料	21
(5) 古着回収事業	21
(6) 小型家電品回収事業	21
(7) 不用食器回収事業（イベント回収事業）	21
<b>第3章 環境保全のための施策等</b>	22
1 総合的施策	22
(1) 十日町市住みよい環境づくり条例	22

(2) 第二次十日町市環境基本計画	22
(3) 十日町市住みよい環境づくり審議会	22
(4) 十日町市民環境会議	22
(5) 十日町市バイオマス活用推進計画（十日町市バイオマス産業都市構想）	22
(6) 十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】	23
(7) 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ゼロカーボンシティ）	23
(8) 再生可能エネルギーの導入促進	23
ア 使用済み紙おむつの燃料化	23
イ 地熱発電	23
ウ 地中熱利用・太陽光発電	24
エ 再生可能エネルギー活用促進費補助金	24
(9) 環境保全協定	26
<b>2 環境美化</b>	26
(1) 環境美化運動	26
(2) 環境美化看板等の配布	26
(3) ごみ集積庫設置補助事業	27
<b>3 ごみ減量とリサイクル</b>	28
(1) 廃食用油回収事業	28
(2) 生ごみの堆肥化	28
(3) 使用済みハブラシ回収事業	28
<b>4 環境保全啓発・環境教育</b>	29
(1) 環境フェア	29
(2) 環境講演会・セミナー・先進地視察等	29
(3) 「森の学校」キヨロロ	30
<b>5 地球温暖化対策</b>	32
(1) 市役所の取組（十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）	32
(2) 次世代自動車充電インフラ整備	32
(3) 熱中症対策	32
ア 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定	33
イ とおかまち涼み処の指定	33
<b>6 当間高原リゾート環境監視委員会</b>	34
(1) 当間高原リゾート環境監視委員会	34
(2) 水質検査結果	34
<b>第4章 動物の保護と管理</b>	35
1 犬の登録及び狂犬病予防注射	35
2 動物とのふれあい事業	35
3 有害鳥獣の捕獲許可	35
<b>(資料編)</b>	別添

# 第1章 十日町市の概要

## 1 位置・地勢・気象

当市は、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生しました。新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置し、東は南魚沼市、北は小千谷市、長岡市、柏崎市、西は上越市、南は湯沢町、津南町などと接しています。東京からは約200km、新潟市からは約100kmの地点にあり、市域の東西は31.4km、南北は41.1km、面積は590.39km<sup>2</sup>です。

市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なり、中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。また、西部中山間地域には渋海川が南北に流れ、流域には集落が点在し、棚田やブナ林などにより美しい農山村の景観が広がっています。最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっています。

気候は、日本海型気候区分に属し、四季折々に季節感あふれる態様を示しています。毎年の平均積雪は2mを超え、全国有数の豪雪地帯となっています。一年の3分の1以上が降積雪期間となり、この気象条件が、独特の生活文化の形成や経済活動に大きく影響しています。

表1－1 市の位置・広ぼう・面積

位置（市役所本庁舎）		広ぼう		面 積
東 経	北 緯	東 西	南 北	
138度45分20秒	37度7分39秒	31.4km	41.1km	590.39 km <sup>2</sup>

表1－2 過去5年間の年別気象状況

年	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最大積雪深 (cm)	降雪深累計 (cm)
	最高	最低	平均		11月～翌年4月	
R2年	35.8	-9.1	12.5	2,800.50	287	1,232
R3年	37.5	-5.9	12.3	2,981.00	280	1,160
R4年	37.5	-7.2	12.8	2,184.50	177	733
R5年	37.3	-5.5	13.2	2,557.50	108	623
R6年	35.7	-4.7	13.3	2,778.00	303	1,175

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所十日町試験地

## 2 人口・世帯数

令和2年の国勢調査による本市の総人口は49,820人となっており、年々減

少を続けています。

平成 27 年から令和 2 年の人口増減率は△9.3%と、県平均の△4.4%や 20 市平均の△4.3%より減少率が高く人口減少が進んでいる傾向にあります。

表 1-3 国勢調査による人口の推移

区分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
総 数	62,058	58,911	54,917	49,820
男	30,174	28,604	26,642	24,339
女	31,884	30,307	28,275	25,481
十日町地域	41,308	39,884	37,740	34,646
川西地域	7,756	7,220	6,581	5,873
中里地域	6,187	5,692	5,199	4,659
松代地域	3,923	3,573	3,224	2,816
松之山地域	2,884	2,542	2,173	1,826
世帯数	19,207	18,983	18,598	18,012

### 3 産業・交通

当市では、多様な業種による経済活動が行われています。その中でも織物業は、1,500 年の伝統を持ち、全国有数のきもの総合産地として発展を遂げてきました。近年では、きものの修正加工業、食品製造業、電気・電子関連部品や自動車部品製造業、情報サービス業などの分野が活発に活動しており、地元の経済を支えています。

農業では、十日町産魚沼コシヒカリをはじめ、そば、アスパラガス、枝豆、雪下人参、ユリの他、徹底した衛生管理が特徴の妻有ポークなど、多彩な農畜産物が生産されています。さらに、きのこの生産も盛んであり、十日町市のなめこ・えのき茸の生産量は全国トップクラスで、特になめこは国内生産量の約 15%を占め、全国一の実績を誇ります。近年では、ねぎ、かぼちゃなどの園芸作物の栽培や農山村であることを活かしたグリーンツーリズムへの対応、棚田を核とした地域振興など多様な活動を展開しています。

交通網は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号・253 号・353 号・405 号が走っています。また、市域の中心部を横断する第 3 セクターのほくほく線が上越新幹線越後湯沢駅から日本海側の JR 信越本線を最短距離で結んでおり、首都圏から約 1 時間 50 分の距離にあります。

# 第2章 十日町市の環境の現状

## 1 自然環境の現状

### (1) 動植物

当市は世界有数の豪雪地帯に位置し、積雪の影響を強く受けた生物相の特徴が見られます。植生の多くは、ブナ林伐採後に成立した広葉樹二次林が最も広い分布となっており、次いで、スギの造林地、水田、畑地となっています。信濃川周辺ではヤナギ類や外来種ニセアカシアを主体とした河畔林が成立します。信濃川の段丘壁～丘陵地にかけては、標高約140mを下限として低標高からブナ林が見られるのが特徴です。山地にかけてはこのブナや広葉樹二次林・スギの造林地を主体とした森林植生が分布し、その周辺部に水田や畑地が配置されています。標高1,000mを超える高標高域にかけてブナ林が約1,000mの標高幅をもって分布し、その上部にはオオシラビソ林が見られます（苗場山）。

地域の森林植生は、多雪地地域に特徴的に分布する植物群「日本海側要素植物」を含むことが特徴です。多雪環境に適応し柔軟な幹を持つ常緑低木（ユキツバキ・ヒメアオキ・エゾユズリハなど）や、一部の地域では多雪地のみに分布するエチゴルリソウなどが分布します。棚田周辺に散在するため池群では、イヌタヌキモやヒツジグサ、一部のため池では北方系ミツガシワなどの絶滅危惧種が分布します。また草刈りなどで管理された草地には草原性の植物種が生育し、一部では絶滅危惧種オキナグサの分布が確認されています。

昆虫類では、県のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類のマダラナニワトンボ、絶滅危惧Ⅱ類のコバネアオイトトンボが市内のごく一部のため池で生息します。また絶滅危惧Ⅱ類の蝶類ミヤマシジミが信濃川河川敷に生息していますが、近年個体数が著しく減少しています。里山の管理された明るい森を好むギフチョウも見られますが、近年では愛好家による高い採集圧により減少しているとも指摘されています。里山の森林域では、ブナ林のみに生息するヨコヤマヒゲナガカミキリやフジミドリシジミが生息し、高標高域のブナ林ではユキグニコルリクワガタなど多雪地特有の昆虫類が見られます。

哺乳類は約40種が確認されており、本州産の約68%の種数となります。その大半がコウモリ類（11種）とネズミ類（9種）です。市内の森林域はニホンカモシカやツキノワグマといった大型鳥獣の生息地にもなっています。また、過去には高標高域のブナ林においてヤマネの生息も確認されています。一方、里山の荒廃により近年ではニホンジカやイノシシの侵入や定着が見られ、農作物への被害も増加しています。

両生類では、河川・ため池・水田など多様な水辺環境に多様な両生類が生息し、特にカエル類は本州産在来種の約6割の種数が生息しています。ため池で産卵・幼生期を過ごし、成体は隣接する森林などに暮らすモリアオガエルやクロサンショウウオは、里山の環境の多様性に代表される両生類です。また、トウホクサンショウウオの市内における生息地は、本種の分布のほぼ南限に位置します。

爬虫類は、本州産在来種のヘビ全種、トカゲ類2種を確認できます。陸産

カメ類は、ペット起源で放逐されたミシシッピアカミミガメが繁殖し、信濃川河川敷や一部のため池で見られます。

魚類では、信濃川中流域の河川にはウケクチウグイ（地方名：ホーナガ、ホナガ）、オイカワ、アブラハヤ、シマドジョウなどが、渋海川などの信濃川支流ではイワナ、アカザ、カジカ、一部ではスナヤツメなどが見られます。ため池や水田の土側溝の一部ではキタノメダカ・シナイモツゴ・ホトケドジョウといった絶滅危惧種の魚類が生息しています。シナイモツゴ（地方名：テッチョ）は、かつては普通種でしたが、オオクチバスやブルーギルなど外来種の無秩序な放流による捕食や、モツゴの放流による交雑により、多くの生息地で絶滅しています。また、湧き水が流入する土側溝などに生息するホトケドジョウは、圃場整備による乾田化や水路の改変により激減し、数少ない生息地でも圃場整備が計画され、生息が脅かされています。

鳥類では、150種を超える野鳥が確認されています。森林ではオオアカゲラ・アオゲラ・カケスといった留鳥や、アカショウビン・キビタキ・サンショウクイといった夏鳥が繁殖します。森林林縁部を中心とした低木群落では多雪地で繁殖するノジコの繁殖地となっています。また市内的一部では、東日本で大きく減少しているブッポウソウの繁殖が見られますが、生息地および保護活動地へのカメラマンによる過干渉により、営巣放棄するケースも確認されています。

陸産貝類では、ブナ林を中心にヒタチマイマイ、ヒダリマキマイマイ、ヤマナメクジが一般的です。淡水貝では、沼地やため池でドブガイやマルタニシ、淡水性のシジミ類が見られましたが、過去にはPCPをはじめとする除草剤の影響、近年では中干しにより水田ではほとんど姿を見ることが出来なくなっています。

このように当市は、雪の影響を強く受けた里山が広がり、多様な環境に多くの動植物を見るすることができます。その一方で、人間活動によるオーバース、人口減少によるアンダーユース（管理不足）により、生息地の減少や地域個体群の絶滅など、地域の生物多様性は劣化しつつあります。さらに近年では地域外から人間の手で持ち込まれた外来種の影響も大きくなっています。市内では、オオキンケイギクやオオハンゴンソウといった特定外来生物の植物が顕著に増加傾向にあります。さらに、令和5年6月1日から条件付きの特定外来生物に指定されたアメリカザリガニの生息も確認され、棚田のあぜの巣穴から水の流失被害も確認されています。

表2－1 貴重な植物群落（特定植物群落）の状況

地域	件 名	集約群落名	選定基準	相観区分
川 西	長安寺のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林、郷土景観、貴重な個体群	冷温带夏緑広葉高木林
中 里	苗場山小松原のオオシラビソ林	シラビソートウヒ群団	自然林	亜寒帶常緑針葉高木林
	苗場山小松原のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林	冷温带夏緑広葉高木林

	苗場山小松原の湿原植物群落	ツルコケモモミズゴケクラス (高層湿原) ヌマガヤオーダー(中間湿原)	特殊立地	湿地植生
松之山	関田山脈のブナ林	チシマザサーブナ群集	自然林, 分布限界	冷温帶夏緑広葉高木林

資料：出典 環境省 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（H9・H10）

※特定植物群落調査：日本の多様な植物群落の中から、地域の代表的、典型的な群落や希少な群落などを選定し、分布や生育状況及び変化の状況を把握することを目的とした調査。

## （2）自然公園

県内には20自然公園（国立5、国定2、県立13）があり、そのうち当市は、2か所該当します。

表2－2 自然公園

公 園 名	区 域	全体面積	概 要
上信越高原国立公園	十日町市(中里)、湯沢町、南魚沼市、津南町	148,194ha	長野、新潟、群馬の3県にまたがり、谷川岳、苗場山、草津白根山、四阿山から浅間山に至る広大な山岳と高原の公園
直峰松之山大池県立自然公園	十日町市(松之山)、上越市	2,066ha	松之山温泉から大巣寺高原、菖蒲高原を経て菱ヶ岳に至る地区、上越市安塚区の直峰城山、上越市頸城区の頸城大池の3地区にわたっています。

## （3）自然環境保全地域等

県は、優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、県条例に基づき「自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」を指定しており、当市は2か所該当します。

表2－3 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積 (ha)	指定年月日
小松原	倉俣（中里）	亜高山性植生及び湿原	306.24	S51.12.28
※長安寺	上野（川西）	樹林（ブナ林）	5.28	S62.3.27

注) ※印は緑地環境保全地域

#### (4) 棚田

当市は、美しい里山・棚田が多く、14 地区の棚田については、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」にも選ばれています。

表2-4 十日町市の主な棚田

地区	名称	所在地	面積 (ha)	勾配	該当項目		
					つなぐ 棚田遺産	棚田 カード	棚田 百選
十日町	慶地の棚田	東下組	79.3	1/12	○		
	池谷・入山の棚田	中条庚、中条丙	17.8	1/16	○	○	
	枯木又の棚田	中条丁	20.6	1/16.5	○	○	
	三ツ山の棚田	新座乙	14.6	1/18	○		
松代	星峠の棚田	峠	30.0	1/7	○	○	
	蒲生の棚田	蒲生	1.6	1/8	○	○	
	儀明の棚田	儀明	1.1	1/9	○	○	
	松代の棚田	松代	10.0	1/18	○		
	蓬平の棚田	蓬平	11.3	1/6	○		
	小荒戸の棚田	小荒戸	1.9	1/14	○		
	菅刈の棚田	菅刈	6.0	1/7	○		
	清水の棚田	清水	2.8	1/6		○	
松之山	布川の棚田群	松之山下布川、 松之山中尾、 松之山東川、 松之山上鰯池、 松之山下鰯池、 松之山五十子平、 松之山赤倉、 松之山坪野、 松之山東山	66.9	1/20	○		
	留守原の棚田	松之山天水島	1.1	1/5	○	○	
	三桶の棚田	松之山三桶	8.3	1/20	○		
	狐塚の棚田	松之山天水越	8.4	1/5		○	○

#### (5) 重要里地里山

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」を選定しています。国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的としています。

当市では、「キヨロロの森」と「松代・松之山地域」が選定されています。

## (6) 名水

当市には、新潟県の名水として昭和 60 年度に選定された「深山の清水」、平成 22 年度に選定された「柳清水」と「庚清水」及び平成 26 年度に選定された「実昇清水」、平成 30 年度に選定された「中手の松苧清水」の 5 つの名水があります。

## (7) 指定文化財（名勝・天然記念物）

当市の指定文化財のうち、名勝・天然記念物は、国指定が 3 件、県指定が 3 件、市指定が 32 件です。

表2-5 指定文化財(名勝・天然記念物)

名 称	所 在 地	指定	種 別
田代の七ツ釜	田代(中里)	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出(中里)	〃	〃
カモシカ		〃	特別天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷(川西)	県	天然記念物
小貫諏訪社の大スギ	小貫(十日町)	〃	〃
角間のねじりスギ	角間(中里)	〃	〃
積翠荘	吉田山谷(十日町)	市	名勝
岩見堂	浦田(松之山)	〃	〃
中手の黒滝	中手(十日町)	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	元町(川西)	〃	天然記念物
海老の牛池	海老(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢(松代)	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢(松代)	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代(松代)	〃	〃
寺田の大力エデ	寺田(松代)	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿(十日町)	〃	〃
高齋神社社叢	背戸(十日町)	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代(松代)	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野(松代)	〃	〃
室野松苧神社の大スギ	室野(松代)	〃	〃
小谷の大ケヤキ	小谷(松之山)	〃	〃
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸(松之山)	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越(松之山)	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺(十日町)	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又(十日町)	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又(十日町)	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢(松代)	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢(川西)	〃	〃

田戸十二社の二本スギ	田戸(川西)	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉(川西)	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島(中里)	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢(中里)	〃	〃
重地大池	重地(中里)	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島(十日町)	〃	〃
名ヶ山の鶴沼池	名ヶ山(十日町)	〃	〃
中里地域の魚類化石	西本町1(十日町市博物館)	〃	〃
川西地域のトロゴンテリゾウ臼歯化石	西本町1(十日町市博物館)	〃	〃

### (8) 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために設定された4か所の鳥獣保護区があります。

表2-6 鳥獣保護区

区名(区分)	位置又は区域	面積(ha)	在継期間
清津峡鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	1,467	H22.11.1 ～R12.10.31
苗場山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	中里地域	4,188	〃
伊達原鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	十日町地域	940	R6.11.1 ～R16.10.31
松之山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	松之山地域	1,530	〃

## 2 環境保全の現状

### (1) 大気環境

#### ア ダイオキシン

一般廃棄物焼却場では、ダイオキシン類濃度測定を年1回行っています。排ガス、飛灰及び焼却灰はいずれも基準値を下回っています。飛灰及び焼却灰は薬剤処理し、最終処分場で埋立て処分をしています。

また、市内にある産業廃棄物焼却施設(1施設2炉)においても、ダイオキシン類濃度は基準値を下回っています。

表2-7 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果

測定日	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )		飛灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	基準値	備考
	1号炉	2号炉	1・2号炉	1・2号炉		
6月7日 (8月22日)	0.10000 (0.06800)	0.00048 (0.06800)	0.75000 (1.20000)	0.00200 (0.00750)	恒久対策基準値 ・排ガス濃度 5 ・飛灰・焼却灰 3	平成14年 12月1日 から適用

※( )は前年度の数値

※測定検査機関:(財)上越環境科学センター

## (2) 地盤環境

### ア 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ上げにより、主として粘土層が収縮することで起きる現象です。当市は一般家庭の消雪用井戸が1,000本以上、消雪パイプ用の深井戸が437本（国・県道187、市道250）あり、地盤沈下が懸念されることから、「十日町市地下水利用適正化に関する条例」に基づき十日町地域と川西地域の市街地で地下水の採取を規制しています。

### イ 土壌汚染

平成15年2月に、土壤汚染の状況の把握及び指定区域の指定、汚染土壤による健康被害防止に関する措置等を内容とする土壤汚染対策法が施行されました。同法に基づき、市内で県から指定区域に指定された所はありません。

### ウ 地下水汚染

昭和60年代に、全国的にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が問題になり、当市でも昭和60年から地下水の調査を開始しました。

十日町地域では毎年15地点を調査し、令和5年度はすべての箇所で環境基準を満たしていました。クロロエチレンなどの有機塩素系物質は、ドライクリーニング用洗浄剤や機械部品等の脱脂洗浄剤として広く用いられており、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つに挙げられています。環境基準を超過した地点については、飲用に供しないよう指導を行っています。

表2-8 地下水汚染測定

《十日町地域》

(採取日:令和7年2月6日)

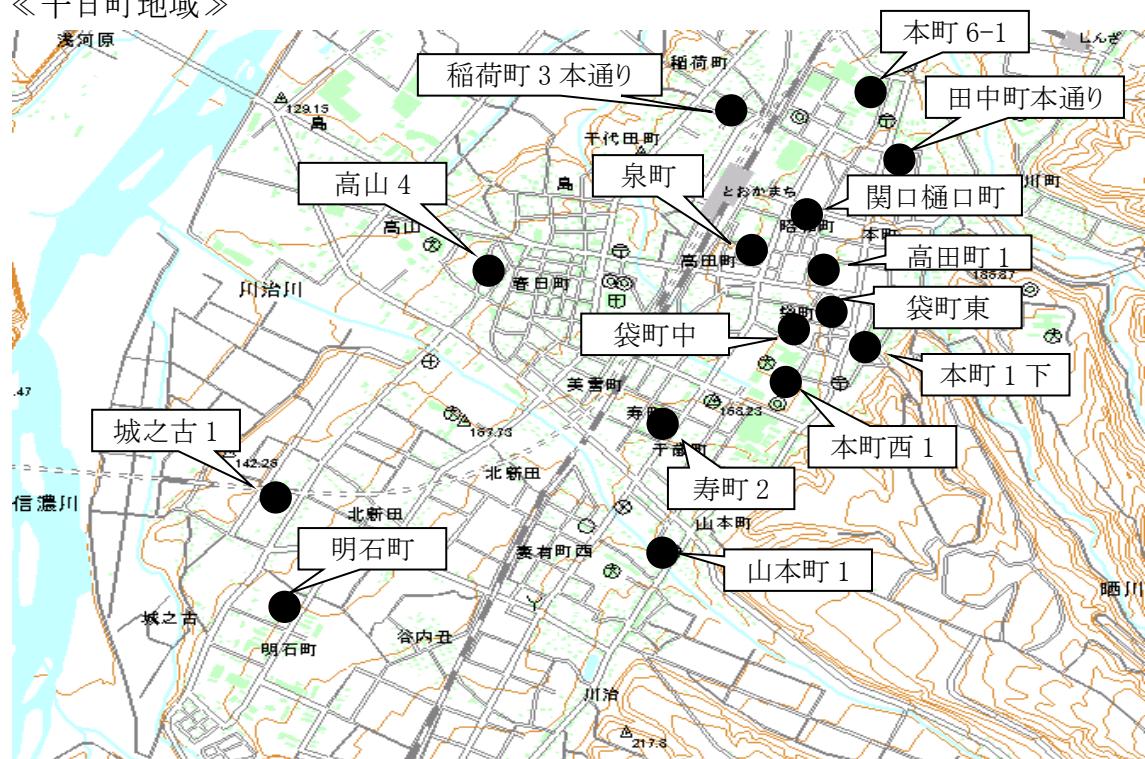
測定地点	検査項目と環境基準値 (mg/L)		
	トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下
袋 町 東	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
高 田 町 1	0.003 (0.004)	0.008 (0.008)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 西 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
田 中 町 本 通 り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
稻 荷 町 3 本 通 り	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
寿 町 2	0.001 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 1 下	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
泉 町	0.001 未満 (0.001)	0.001 未満 (0.002)	0.10 未満 (0.10 未満)

高 山 第 4	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
明 石 町	0.001 未満 (0.001 未満)	0.009 (0.008)	0.10 未満 (0.10 未満)
山 本 町 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
城 之 古 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
関 口 横 口 町	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)
袋 町 中	0.001 未満 (0.001)	0.004 (0.003)	0.10 未満 (0.10 未満)
本 町 6 - 1	0.001 未満 (0.001 未満)	0.001 未満 (0.001 未満)	0.10 未満 (0.10 未満)

※( )は前年度の数値

## 地 下 水 調 査 採 水 箇 所

《十日町地域》



### (3) 水環境

#### ア 河川の水質

新潟県では水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質を監視しています。

表2-9 信濃川(十日町橋)の水質経年変化 (単位: mg/ℓ)

分析項目	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
D O	10	11	11	11	10
S S	70	74	33	17	12
B O D	1.8	1.5	1.0	1.4	1.5

※類型指定はA類型（基準値は7.5mg/ℓ以上）

新潟県「公共用水域及び地下水の水質測定結果」より

※R6年度分は未発表(R7.11月現在)

#### ＜分析項目の解説＞

##### D O (溶存酸素量)

水に溶けている酸素を指す。一般に数値が小さいほど水質は良くない。鯉などは2mg/ℓ～3mg/ℓでも生息できるが、普通の魚の生息には5mg/ℓが必要。

##### S S (浮遊物質量)

水中に浮遊する物質の量。数値が大きいほど水質が汚濁している。

##### B O D (生物化学的酸素要求量)

水中に溶け込んでいる有機物（汚染物質）がバクテリアによって分解されるとときに必要な酸素量。数値が大きいほど有機物による水質汚濁の程度が大きい。

#### イ 生活排水（下水道）

当市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業をそれぞれの地域に合わせて実施することによって汚水処理を推進しています。令和6年度末の汚水処理人口普及率は95.8%で、全国93.7%、県90.1%の平均より大きく上回っています。

表2-10 年度末の汚水処理人口普及率 (単位: %)

地 域	公共 下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	合併処理 浄化槽	計
十 日 町	99.9	99.9	100.0	50.5	97.4
川 西	—	100.0	100.0	79.0	99.4
中 里	—	100.0	—	57.8	93.8
松 代	—	100.0	100.0	50.6	80.5
松 之 山	—	100.0	—	55.5	80.1
十 日 町 市	99.9	99.9	100.0	53.5	95.8

※各処理計画区域内の普及率、計は全体。上下水道課調べ

## ウ 生活排水（し尿）

令和3年度から市内全地域のし尿処理を「十日町市し尿前処理センター」で処理しています。（令和2年度までは、中里・松之山地域のし尿処理は津南地域衛生施設組合で処理）下水道の普及並びに山間地等の人口減少が進んでいるため、し尿処理量は年々減少しています。

表2-11 し尿処理

(単位: kℓ)

内訳・地域		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
し 尿 汲 取 り 量	十日町	1,537	1,488	1,410	1,331	1,261
	川西	123	111	96	95	81
	中里	552	496	512	455	428
	松代	379	386	354	357	314
	松之山	221	227	232	215	198
	計	2,812	2,708	2,604	2,453	2,282
淨 化 槽 汚 泥	十日町	4,495	4,493	4,190	4,514	3,983
	川西	2,144	1,463	1,414	1,390	1,393
	中里	633	634	638	713	762
	松代	1,195	1,130	1,102	1,017	1,011
	松之山	812	751	927	855	904
	計	9,279	8,471	8,271	8,489	8,053

※十日町・川西・松代の浄化槽汚泥には、農業集落排水を含む。

## エ 川西有機センターの排水

表2-12 川西有機センター排水水質測定結果

採水日	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	全窒素 (mg/L)
水質汚濁防止法による一般排水基準	5.8～8.6	160以下	200以下	3,000以下	120以下
令和6年度 (R6.8.1)	6.6	8.8	13	2,300	6.3
令和5年度 (R5.8.3)	6.9	8.5	6	1,700	4.4

## (4) 騒音・振動

### ア 環境騒音調査

毎年、環境騒音（住宅地中心）及び自動車騒音（道路に面した地域）の測定を行っています。アンダーラインは環境基準値を超えたものです。  
なお、振動についての測定は行っていません。

表2-13 一般環境騒音測定結果

(単位:デシベル)

地域の類型	一般地域									
	A類型				B類型				C類型	
調査地点 測定日	南新田3 ③		西本町2 ③		四日町第2 ③		川治下町第2 ①		田中町本通り ①	
時間帯	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準値	55	45	55	45	55	45	55	45	60	50
測定値	46 (44)	38 (37)	50 (48)	36 (38)	48 (47)	36 (38)	46 (52)	38 (40)	43 (43)	37 (38)
									53 (52)	42 (41)

表2-14 道路交通騒音測定結果

(単位:デシベル)

地域の類型	道路に面する地域							
	A類型		B類型			C類型		
調査地点 測定日	西本町3 ③		寿町3 ①		稻荷町3 ②		本町1上 ①	
時間帯	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準値	70	65	65	60	65	60	70	65
計測値	63 (63)	52 (53)	63 (63)	55 (54)	63 (64)	50 (51)	68 (68)	62 (62)
							70 (70)	63 (64)

※計測値は等価騒音レベル (Leq) による

※測定日：①6.10.9～6.10.10、②6.10.10～6.10.11、③6.10.17～6.10.18

※( )は、前年度の数値。

※各類型の定義

A類型：専ら住居の用に供される地域

B類型：主として住居の用に供される地域

C類型：相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

※測定時間は24時間の連続測定。各観測時間の結果は、1時間ごと及び基準時間帯（昼間、夜間）ごとに測定値を平均

表2-15 自動車騒音常時監視業務結果 (測定日：R6.10.10～R6.10.11)

路線名 (評価区間)	道路騒音(dB)		環境基準達成率(%)		測定地区
	昼間	夜間	昼間	夜間	
主要地方道 十日町川西線	66	56	100.0	100.0	高田町4丁目
一般県道 十日町停車場線	59	51	100.0	100.0	駅通り

※「環境基本法」第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境基準

<環境基準値> 一般地域（道路に面する地域以外の地域） (単位：デシベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

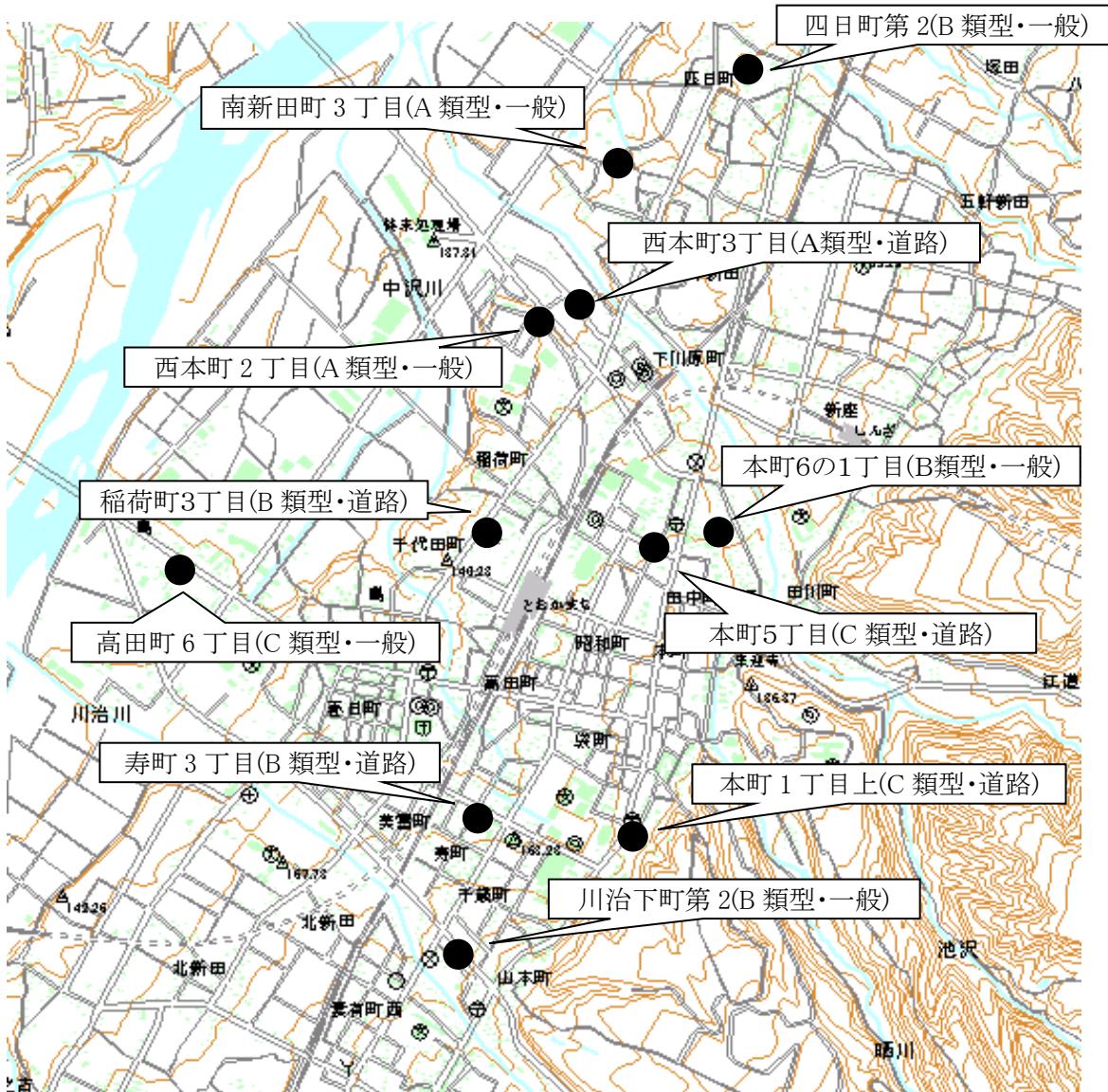
<環境基準値> 道路に面する地域 (単位：デシベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A 2車線以上	60 以下	55 以下
B 2車線以上 C 1車線以上	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路 に近接する空間	70 以下	65 以下

※目安として、50デシベルは静かな事務所、60デシベルは普通の会話、70デシベルはデパートの中くらいの音となります。

## 環境騒音・自動車騒音測定箇所

「一般」は一般地域、「道路」は道路に面する地域



(注)

- 1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時まで、夜間を午後10時から翌日の午前6時までとする。
- 2) Aを当てはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3) Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域
- 4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 6) 「車線」とは、1縦列の自動車が安全に円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 7) 計測方法及び数値は等価騒音レベル (Leq) とする。

## (5) 悪臭

ヒトに知覚できる臭気のうち不快なものを指します。「不快」の定義及び数値化が困難で、個人差が大きい感覚公害です。悪臭防止法で規制する特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するものになります。

悪臭防止法及び県条例で指定された地域内(十日町・中里地域の中心部及び川西地域の一部)では、すべての事業所が規制対象になります。悪臭は、野焼きなど生活に関連するものや、豚糞、きのこの廃菌床などの農業系、塗装業などの事業系のものなど様々ならうえに、感覚の個人差もあり、苦情対応を難しくしています。

### ア 養豚場の排水・臭気

十日町地域及び川西地域では、養豚場からの臭気が30年以上にわたり問題となっていることから、市内5養豚場の臭気を測定しています。

表2-16 臭気測定結果(十日町地域)

調査項目	基準値・単位	水沢	下条
R <sub>6·8·5</sub> (午前)	天候	—	曇
	気温	°C	29.6
	相対湿度	%	77
	風向き	—	北
	風速	m/s	1.0
	臭気指数 [第1種区域]	10未満	10未満
R <sub>6·8·5</sub> (午後)	天候	—	曇
	気温	°C	30.6
	相対湿度	%	78
	風向き	—	北
	風速	m/s	1未満
	臭気指数 [第1種区域]	10未満	10未満
R <sub>6·8·5</sub> (夕方)	天候	—	晴
	気温	°C	30.8
	相対湿度	%	74
	風向き	—	北西
	風速	m/s	1未満
	臭気指数 [第1種区域]	10未満	10未満

※十日町地域での臭気指数の指導支援目標値としては10を採用していますが、環境省の示した養豚業の臭気指数と臭気強度の関係を十日町地域に当てはめると12(第1種区域)/15(第2種区域)/18(第3種区域)となります。

※臭気の測定場所は、風下側の敷地境界となります。

表2-17 臭気測定結果（川西地域）

調査項目	基準値・単位	千 手	上 野	橘
R 6 ・ 8 ・ 5 (午前)	天 候	—	曇	晴
	気 温	°C	31.4	33.1
	相対湿度	%	71	66
	風 向 き	—	北	北東
	風 速	m/s	1 未満	1 未満
	臭気指数	10 未満 [第1種区域]	10 未満	10 未満 <u>18</u>
R 6 ・ 8 ・ 5 (午後)	天 候	—	曇	晴
	気 温	°C	30.2	33.4
	相対湿度	%	78	65
	風 向 き	—	北	北
	風 速	m/s	1.1	1 未満
	臭気指数	10 未満 [第1種区域]	<u>11</u>	10 未満
R 6 ・ 8 ・ 5 (夕方)	天 候	—	晴	晴
	気 温	°C	31.7	28.2
	相対湿度	%	72	84
	風 向 き	—	北	北西
	風 速	m/s	1 未満	1.1
	臭気指数	10 未満 [第1種区域]	10 未満	<u>15</u>

※臭気指数におけるアンダーラインは目標値を超過

## イ 川西有機センターの臭気

表2-18 川西有機センターの臭気測定結果

調査項目	基準値・単位	R 6 (R 6. 8. 5.)	R 5 第1回 (R 5. 7. 11)	R 5 第2回 (R 5. 8. 1)
天 候	—	晴	晴	晴
気 温	°C	32.8	33.0	29.8
相対湿度	%	66	63	71
風 向 き	—	北	西北西	北西
風 速	m/s	1 未満	1	1 未満
臭気指数	12未満 (第2種区域)	12	10 未満	10 未満

※R 6 からは1回のみ実施

## (6) 放射性物質（放射能）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が津波被害を受け、それにより放出された放射性物質（放射能）が東日本を中心に拡散し、各地の大気や土壤の観測が行われるようになりました。

十日町市では、平成 23 年 7 月から平成 30 年 7 月まで市内の公共施設や小中学校などで定期的に空間放射線量の測定を行いました。いずれの場所も国際放射線防護委員会（ICRP）の年間被ばく限度量（1mSv）の時間換算値（ $0.19 \mu\text{Sv/h}$ ）を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰（飛灰）から、 $100\text{Bq/kg}$ （放射性セシウムのクリアランスレベル）を超える放射性物質が検出されたことから、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、埋立処分を行いました。

令和 6 年度の最高値は、5 月測定の  $45\text{Bq/kg}$  となり、数値は徐々に減少しています。

なお、測定結果は、前年度も含め市のホームページで最新の結果を公開しています。

※クリアランスレベル

放射性物質として扱う必要がないものとして、放射線防護の規制の枠組みから外す際に適用されるもの。

**表 2-19 放射性物質（放射性セシウム 134・137 合計）測定結果**

（単位：ベクレル/kg）

エコクリーンセンター（ごみ焼却場）			海老最終処分場		
検体採取年月日	飛灰	主灰	検体採取年月日	測定対象	測定結果
R 6. 5. 7	45	検出しない	R 6. 4. 3	放流水	検出しない
R 6. 11. 5	20		R 6. 5. 22	放流水	検知しない
R 6. 11. 12		検出しない	R 6. 6. 21	放流水	検知しない
			R 6. 7. 26	放流水	検知しない
			R 6. 8. 23	放流水	検知しない
			R 6. 9. 20	放流水	検知しない
			R 6. 10. 25	放流水	検知しない
霧谷管理型処分場（最終処分場）			R 6. 11. 22	放流水	検知しない
検体採取年月日	測定対象	測定結果	R 6. 12. 20	放流水	検知しない
R 6. 5. 29	放流水	検出しない	R 7. 1. 17	放流水	検知しない
			R 7. 2. 14	放流水	検知しない
			R 7. 3. 14	放流水	検知しない

## (7) 公害苦情件数

近年の公害苦情の特徴として、野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。

**表2-20 年度別公害苦情件数**

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件 数	89 件	68 件	24 件	43 件	45 件

**表2-21 公害苦情件数**

都市計画用途区分	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	低周波	振動	悪臭	不法投棄	その他	計
住居地域	2 (1)	2 (5)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	1 (1)	— (1)	— (2)	5 (10)
近隣商業地域	— (-)	1 (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (1)	— (-)	1 (1)
商業地域	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
準工業地域	1 (-)	— (2)	— (-)	1 (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	2 (2)
工業地域	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
その他の地域	— (-)	— (1)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (1)	— (-)	— (-)	— (2)
都市計画区域外	10 (6)	11 (11)	— (-)	2 (-)	— (-)	— (-)	5 (2)	8 (7)	1 (2)	37 (28)
計	13 (7)	14 (19)	— (-)	3 (-)	— (-)	— (-)	6 (4)	8 (9)	1 (4)	45 (43)

※( )は、前年度の数値

## 3 廃棄物の現状

### (1) 廃棄物処理施設

#### ア ごみ焼却施設

ごみの焼却処理は、十日町市高田町6丁目地内にある「エコクリーンセンター」で行っています。エコクリーンセンターは平成5年度から稼働し、平成25～27年度基幹改良工事を経て現在に至っています。処理能力は、67.5t / 日 × 2炉です。

#### イ 最終処分施設

埋立てのごみ処理は、十日町市霧谷地内にある一般廃棄物管理型処分場が令和元年度で埋立てを終了したことに伴い、松代海老地内に一般廃棄物最終処分場を整備しました。令和4年10月より稼働した十日町市海老最終処分場は、クローズド型処分場として、埋立容量が34,000m<sup>3</sup>、埋立期間は15年間を予定しています。

## ウ し尿処理施設

し尿処理は、十日町市西本町3丁目地内にあるし尿前処理センターで行っています。し尿等に含まれるごみを取り除き、希釀処理の後に下水処理場で処理を行います。処理能力は、49 kℓ/日です。令和3年度から、中里・松之山地域を含む市内全域の処理が可能となりました。

### (2) ごみの排出量

市民一人当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、リサイクル率の向上を目指しています。

表2-22 ごみ排出量とリサイクル率

(単位：トン)

年 度	燃 や す ご み	埋 立 て ご み	資源物								排 出 量 計	リ サ イ ク ル 率
			紙 類	鉄 ・ アル ミ 類	(白 色 ト レー ー) ペ ツ ト ボ トル	塑 料 チ ック 類	ガ ラ ス び ん	廢 生 食 用 油 み	再 生 食 用 油 み	埋 立 て ご み		
R2	13,121	699	1,721	331	192	295	336	328	170	3,373	17,193	19.6%
R3	12,976	640	1,766	341	205	309	348	308	180	3,457	17,073	20.2%
R4	12,520	593	1,773	300	181	407	348	318	154	3,481	16,594	21.0%
R5	11,798	494	1,525	260	190	377	340	269	145	3,106	15,398	20.2%
R6	11,692	524	1,474	258	195	395	307	262	107	2,998	15,214	19.7%

※資源物は、拠点回収による古着、小型家電、不用食器を除く数値

※令和4年度から「白色トレー・カップ麺容器」を「プラスチック類」に統合

### (3) ごみ・資源物の分別収集

ごみの減量と再資源化を促進するために、資源物の分別収集を実施しています。令和6年度末では、市内全域で以下の16分別に取り組んでいます。

表2-23 分別収集の区分

分別の区分	
①新聞紙・チラシ類	⑨プラスチック類
②ダンボール	⑩無色のガラスびん
③飲料用紙パック	⑪茶色のガラスびん
④雑誌・本類	⑫その他の色のガラスびん
⑤その他の用紙類	⑬燃やすごみ
⑥紙箱類	⑭埋立てごみ
⑦金属類	⑮使用済乾電池・使用済ライター・使用済蛍光管類
⑧ペットボトル	⑯リチウムイオン電池内蔵製品

#### (4) ごみ処理手数料

当市では、ごみの減量と最終処分場の延命化を図るために、平成13年7月1日から燃やすごみ・埋立てごみの指定袋による有料化と、自己搬入ごみの価格改定を行いました。さらに、令和2年7月1日から自己搬入ごみを家庭系と事業系に分け、事業系ごみ処理手数料の改定を行い、令和6年4月1日から自己搬入ごみ処理手数料の改定とともに、事業系使用済み紙おむつの受け入れを開始しました。令和6年7月1日からは、家庭用ごみ袋のデザイン・容量変更と料金改定を行いました。

表2-24 燃やすごみ・埋立てごみ、自己搬入ごみ処理手数料

指定袋		令和6年7月1日以降		
大	40 リットル	10枚	600円 (1枚 60円)	※消費税相当額別途
中	25 リットル	10枚	360円 (1枚 36円)	※消費税相当額別途
小	15 リットル	10枚	180円 (1枚 18円)	※消費税相当額別途
エコ小	10 リットル	10枚	120円 (1枚 12円)	※消費税相当額別途
自己搬入ごみ		燃やすごみ・埋立てごみの区分ごとに 家庭系ごみ ・50kgまで 450円 ・50kgを超すもの 10kgごとに 90円加算 事業系ごみ ・50kgまで 550円 ・50kgを超すもの 10kgごとに 110円加算 事業系紙おむつ ・10kg当たり 220円		

#### (5) 古着回収事業

平成26年10月から古着の回収を資源物ストックヤードで開始しました。家庭から出される再利用可能な衣類を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものであります。令和6年度は21tの古着が回収され、資源として売却されました。

#### (6) 小型家電品回収事業

平成29年5月から小型家電品の回収（エコクリーンセンター受付）を開始しました。家庭から出される小型の家電品を回収することで、埋立て処分場の負担軽減や処理業者に売却することで、資源の有効活用を図るものであります。令和6年度は、2tの小型家電品が回収されました。

#### (7) 不用食器回収事業（イベント回収事業）

家庭のごみ減量の一環として、不用食器等の無料回収（イベント回収）を令和5年度より開始しました。各家庭で不用となった食器を回収し、海外など需要のある地域で活用することにより、ごみの減量化及び資源化を図るものであります。

令和6年度は食器の他、かばん、くつ類を回収品目に加え、合計20t回収され、資源として売却されました。

# 第3章 環境保全のための施策等

## 1 総合的施策

### (1) 十日町市住みよい環境づくり条例

現在及び将来にわたり、市民の健康で文化的な生活の基盤である、緑豊かで潤いと安らぎのある環境の維持及び向上を図るため、十日町市住みよい環境づくり条例を制定しています。

### (2) 第二次十日町市環境基本計画

十日町市環境基本計画は、上記条例第7条に基づいて策定される、市全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱です。計画期間は平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間です。

計画が目指す環境像は、「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」で、第一次計画から継承しています。(1)人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり、(2)安心して暮らせる生活環境づくり、(3)心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり、(4)環境に負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり、(5)一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくりの5つを目標とし、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいます。

### (3) 十日町市住みよい環境づくり審議会

十日町市住みよい環境づくり条例第22条に基づき、市長の諮問に応じて、環境保全に関する事項について調査審議する機関として、十日町市住みよい環境づくり審議会を設置しています。

委員の任期は3年で、分野ごとに13人の委員が選出されています。

### (4) 十日町市民環境会議

十日町市環境基本計画に基づく環境保全活動を推進する目的で、平成20年8月に設立されました。市の環境課題に市民、団体、事業者、行政が協働で取り組むもので、個人、団体、事業所が参加し、自然環境保全部会、再生可能エネルギー利活用部会、地球温暖化対策部会、ごみ減量部会に分かれて日常的な環境保全活動に取り組んでいます。

令和5年12月には、新潟県環境会議より、会議活動における「環境教育・学習の支援を通じた地域づくり」を評価していただき、新潟県環境賞(環境教育・学習部門)を受賞しました。

### (5) 十日町市バイオマス活用推進計画(十日町市バイオマス産業都市構想)

この計画は、低炭素社会の実現に向け、バイオマスの着実な活用を推進するために、これまでの「十日町市バイオマстаウン構想」(平成21年2月公表)をさらに発展させ、「十日町市バイオマス産業都市構想」を平成28年3月に策定し、同年10月に国から「バイオマス産業都市」の認定を受けました。これを受け、バイオマス活用推進基本法第21条第2項による「十日町市バイオマス活用推進計画」を策定しました。この計画に基づき、バイオマスの利用促進を図っています。

## (6) 十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

平成 28 年度、第二次十日町市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野についての具体的な取組を示す行動プランとして位置づけ、行政・市民・民間が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策（温室効果ガス排出量抑制）を推進していくことを目的とした「十日町市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、この計画に基づき地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、令和 5 年 5 月には「十日町市ゼロカーボンロードマップ」を策定し、市内の温室効果ガスの削減目標を令和 12（2030）年度で平成 25（2013）年度比 46% 削減することとし、2050 年度の「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

## (7) 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ゼロカーボンシティ）

令和 2 年 6 月、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを表明しました。

排出実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することであり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの最大限の創出や省エネなど温暖化対策の取組をさらに加速させるとともに、他の幅広い分野でも総合的な取組を展開していきます。

## (8) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入により、石油などの化石燃料の消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができます。市では、第二次十日町市総合計画において、市内の電力消費量の 30%（90,000 メガワットアワー）を再生可能エネルギーで創出することを目標としています。

そのための施策として以下のことに取り組んでおり、市民と行政が一体となって自然エネルギー・バイオマス資源などの再生可能エネルギーを活用し、CO<sub>2</sub> 削減と循環型社会の実現を目指します。

### ア 使用済み紙おむつの燃料化

平成 26 年度から「使用済み紙おむつの燃料化」に取り組んでいます。福祉施設から回収した使用済み紙おむつをごみ焼却場の余剰熱を利用してペレット燃料化し、福祉施設において熱利用します。循環型社会の形成を目指す先進的な取り組みとなります。令和元年度より実証事業としてスタートし、令和 2 年 12 月に施設が竣工しました。将来的には保育園からの回収も含めた事業の拡大に向けて、実証事業の 4 年間で焼却熱の回収、ボイラーの安定燃焼、ペレット消費量、化石燃料の削減量、経済性などをモニタリングし、評価します。なお、令和 6 年度で実証事業は終了とし、今後は評価した上で対応を判断してまいります。

### イ 地熱発電

松之山温泉「鷹の湯 3 号源泉」を活用した地熱発電事業は、公募で選定された「松之山温泉合同会社 地・EARTH（ジアス）」と令和元年 12 月に事業契約を締結し、令和 2 年 12 月に発電を開始しました。

地熱を利用した商用発電は県内初であり、計画発電出力は 210 キロワット

ト、一般家庭約300世帯に相当する年間124万キロワットアワーの電力量で稼働しています。

#### ウ 地中熱利用・太陽光発電

「道の駅まつだいふるさと会館」は、令和3年度に冷暖房システムの老朽化に伴う更新工事を行い、空調設備の一部に地中熱ヒートポンプシステムを導入しました。また、常時の再生可能エネルギー由来の電気利用と非常時の電源確保を目的に、太陽光発電及び蓄電池設備を導入しています。

#### エ 再生可能エネルギー活用促進費補助金

地球温暖化対策を推進するため、住宅や事業所への自然エネルギーを利用した設備を設置する経費の一部を補助しています。

表3-1 令和6年度再生可能エネルギー活用促進補助事業の実績

区分	補助件数	補助金額	補助率	エネルギー創出量
太陽光発電	9件 (8件)	4,915千円 (5,213千円)	1kW当たり10万円 限度額100万円(※)	66,560kWh (235,400kWh)
定置用蓄電池	5件 (2件)	1,000千円 (400千円)	設置経費の1/3 限度額20万円	— (—)
木質バイオマスストーブ等	16件 (19件)	2,400千円 (2,767千円)	設置経費の1/3 限度額15万円	80,000kWh (95,000kWh)
地中熱利用	— (—)	— (—)	設置経費の1/3 限度額80万円	— (—)

※( )は、前年度の数値

※各区分のエネルギー創出量

太陽光発電：1,000kWh/kW 木質バイオマスストーブ：5,000kWh/台

地中熱利用 2,000kWh/件

※最大出力10kW以下の場合、最大出力×10万円で上限60万円

最大出力10kW超の場合、60万+（最大出力-10kW）×1万円

表3-2 公共施設への再生可能エネルギー活用設備導入実績

年度	設置場所	設備種別	数量
H21	市役所他8か所	ペレットストーブ	16台
	西保育園	ペレットストーブ	1台
	千手温泉千年の湯	温泉熱利用ヒートポンプ	2基
H22	湯処よへり	ペレットストーブ	2台
	ミオンなかさと	ペレットボイラー	2台
		太陽光発電設備	一式
H24	上野保育園	地中熱ヒートポンプ	一式
	水沢保育園他5か所	ペレットストーブ	6台
	十日町小学校	太陽光発電設備	一式

H25	下条小学校	太陽光発電設備	一式
	松代小学校	太陽光発電設備	一式
	中里体育館	太陽光発電設備	一式
	ゆくら妻有	温泉熱利用ヒートポンプ	1基
H27	下条温泉みよしの湯	ペレットボイラー	1台
		バイナリー発電機	1台
	消防本部庁舎	地中熱利用ヒートポンプ	一式
		太陽光発電設備	一式
H28	市役所 松之山支所	バイナリー発電機	1台
		ペレットボイラー	1台
H29	きらきら西保育園	下水熱利用ヒートポンプ	一式
	越後妻有文化ホール段十ろう	太陽光発電設備	一式
H30	市道島坂ノ下線	下水熱利用ヒートポンプ	一式
R 2	エコクリーンセンター内 ストックヤード棟	使用済み紙おむつ燃料化施設 ※バイオマスボイラーは(福)十日町福祉会三好園し�んざに設置	一式
	松之山温泉「鷹の湯 3号源泉」	地熱バイナリー発電施設 ※発電事業者は「松之山温泉合同会社 地・EARTH (ジアス)」	一式
R 3	道の駅まつだいふるさと会館	太陽光発電設備	一式
		地中熱利用空調設備	一式
R 4	市役所本庁舎・保健センター	太陽光発電設備	一式
	千手小学校	太陽光発電設備	一式
	下水処理センター	下水熱利用空調設備	一式
R 5	水沢中学校	太陽光発電設備	一式
	まつのやま学園	太陽光発電設備	一式

### (9) 環境保全協定

企業の操業に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、環境保全協定（公害防止協定）を締結しています。

表3-3 協定締結事業所数

業種	事業所数		計
	十日町地域	川西地域	
建設	—	—	—
ゴム・皮革	2	—	2
産業廃棄物処理・処分場	5	1	6
ゴルフ場	2	—	2
バイオマス発電施設	1	1	2
その他（有機センター）	—	1	1
計	10	3	13

※中里・松代・松之山地域はありません。

## 2 環境美化

### (1) 環境美化運動

令和5年度に引き続き「十日町市環境美化ボランティア支援事業」を実施し、自主的に環境美化に取り組む市民団体の活動を支援しました。

なお、平成9年度から実施していた十日町クリーン作戦は、参加者の減少や活動施設等の課題のため、令和4年度をもって終了としました。

表3-4 環境美化運動

（単位：人、kg）

地域	実施日	実施場所	参 加 団 体	参加人員	回収量
十日町	10月18日ほか	十日町地域	十日町市民環境会議ほか	211	2,781
川 西	10月12日	川西地域	上野地区体育協会	30	14
中 里	5月5日ほか	中里地域	地元集落	27	88
松 代	8月25日ほか	松代地域	松代地区老人クラブ連合会ほか	326	1,033
松之山	5月11日	松之山地域	地元集落	45	152

### (2) 環境美化看板等の配布

希望する方に、ごみの不法投棄禁止看板やポイ捨て禁止看板、ペットの粪放置禁止看板などを配布しています。

### (3) ごみ集積庫設置補助事業

当市では、クリーンステーションにごみ集積庫を設置する町内に対し、事業費の補助を行っています。平成23年度までは、新規と更新は、補助額の上限が7万円でしたが、平成24年度から新規は上限7万円、更新は上限5万円となりました。

令和5年度からは新規、更新とも上限5万円とし、修繕上限2万円を追加で補助を行いました。

**表3－5 過去5年間のごみ集積庫補助実績** (単位：基、円)

年度		設置町内数	設置基數	事業費	補助金
R 2	新規	3	3	712,701	163,000
	更新	8	8	1,478,232	377,000
	修繕	13	18	1,069,149	285,000
R 3	新規	6	6	1,580,458	404,000
	更新	9	9	2,986,500	450,000
	修繕	23	41	4,795,808	678,000
R 4	新規	—	—	—	—
	更新	8	8	2,876,500	400,000
	修繕	18	22	3,463,786	426,000
R 5	新規	—	—	—	—
	更新	8	8	3,114,958	400,000
	修繕	5	5	320,700	95,000
R 6	新規	3	3	970,000	150,000
	更新	6	6	2,004,400	300,000
	修繕	10	10	674,977	186,000

※修繕はR4年度まで、旧十日町市環境衛生推進協議会十日町分会、川西分会、松代分会の合計値

### 3 ごみ減量とリサイクル

#### (1) 廃食用油回収事業

平成 19 年 9 月から、一般家庭で不用となった天ぷら油などの廃食用油を回収し、軽油の代替燃料となる B D F (バイオディーゼル燃料) に再利用する事業を実施してきましたが、令和 2 年度末をもって公共施設等の回収は終了しました。なお、エコクリーンセンターでの拠点回収は継続しており、令和 6 年度の回収実績は 1 t でした。

#### (2) 生ごみの堆肥化

川西地域では、平成 17 年 7 月から各家庭、給食センター、保育園の生ごみや有機未利用資源（きのこ廃菌床、糀殻、発酵豚糞）を収集し、堆肥化しています。これは、バイオマス利活用フロンティア整備事業（農林水産省の補助事業）を活用して建設された川西有機センター（委託先：川西有機センター管理組合）で行っているもので、堆肥散布は、バラ堆肥をフレコンパックに入れ、ほ場に運搬、機械で散布しています。袋詰め堆肥 (7.5kg、15kg) は「ニューエコっぺ」という名で販売しています。

表 3-6 川西有機センター搬入・生産実績

(単位: t)

年度	搬 入 量				堆肥 生産量	堆肥販売量			
	生ごみ	きのこ 廃菌床	発酵 豚糞	計		袋詰め	バラ 堆肥	生産 組織	計
R 2	314	784	689	1,787	530	87	84	403	574
R 3	307	769	641	1,717	621	98	106	415	619
R 4	317	867	591	1,775	599	98	68	423	589
R 5	268	837	594	1,699	586	99	52	409	560
R 6	260	684	569	1,513	514	103	52	426	581

#### (3) 使用済みハブラシ回収事業

プラスチックごみ削減と再生資源活用のために LION とテラサイクルジャパン合同会社が協働運営している「ハブラシ・リサイクルプログラム」に令和 3 年度から参加しています。

ハブラシを、“ごみ”ではなく“資源”として回収し、植木鉢などの新しい製品にリサイクルされています。

表 3-7 ハブラシ回収実績

年度	重量 (kg)	ポイント	回収数
R 3	30.64	6,128	約 3,000 本
R 4	114.14	22,828	約 11,400 本
R 5	97.40	19,480	約 9,700 本
R 6	100.20	20,040	約 10,000 本

## 4 環境保全啓発・環境教育

### (1) 環境フェア

住民参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指して、環境保全の重要性を認識するとともに環境問題への意識向上を図ることを目的として開催しています。コロナ禍は中止しましたが、令和6年度からは環境フェアの主催を「十日町市民環境会議」とし、分じろうを会場に5年ぶりに再開しました。

表3－8 環境フェア

開催日	会場	内容	参加者数
R6. 6. 23	十日町市民交流センター分じろう	家庭用ごみ袋更新に係る啓発、事業者等による出展、エコ商品展示・販売、古着・使用済ハブラシ回収、食品ロス削減紙芝居など	250人

### (2) 環境講演会・セミナー・先進地視察等

環境への意識を高めることを目的に環境課題やエネルギーに関する講演会を開催しています。また、十日町市民環境会議では市民と一緒に勉強する各種セミナーや先進地への視察を実施しています。

表3－9 講演会・セミナー・勉強会

開催日	会場等	講演・セミナー等の内容	参加者数
R2. 10. 25	松芋清水（中手）他	新潟県の名水めぐり in 十日町	12人
R2. 11. 13	ベルナティオ	合同情報交換会（一社 TREIN）	13人
R3. 12. 16	市役所防災庁舎	自然環境に関する勉強会	14人
R4. 11. 14	十日町情報館	交流セミナー（一社 TREIN）	19人
R4. 11. 17	市役所防災庁舎	勉強会（ブナの里山が教えてくれる生物多様性の大切さ）	21人
R6. 1. 18	十日町情報館	勉強会（みんなで考えよう。十日町市の生物多様性の特徴と課題）	17人
R6. 10. 18	市役所防災庁舎	勉強会（知っていますか？十日町バイオマス発電所）	34人

表3－10 先進地視察

開催日	視察先	視察内容・施設等	参加者数
R2. 2. 21 ～2. 22	山形県長井市、阿賀野市	NKC ながいグリーンパワー、新潟東部太陽光発電所	19名
R3. 11. 29	十日町市	道の駅まつだいふるさと会館、海老最終処分場（稼働前）	7名
R4. 9. 21	十日町市	（有）井上商店プラスチックごみリサイクル施設	8名
R5. 10. 24	十日町市、南魚沼市	紙おむつペレット製造設備、五城小水力発電所、株式会社ミートコンパニオン	13名
R6. 10. 26	小千谷市、長岡市、刈羽村、胎内市	ホントカ、錦鯉の里、株式会社興和中越支店、ぴあぱーくとうりんぼ、NoiL	16名

### (3) 「森の学校」 キヨロロ

十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キヨロロは、雪に育まれた十日町市の里山（雪里）の生物多様性やその恵みを活かした伝統文化などを展示するとともに、自然体験の各種プログラムを実施しています。館に隣接する約80haの「キヨロロの森」には、ブナ林、スギ林、草地や水辺など里山の自然が広がり、調査研究の観察フィールドや様々な自然体験活動の会場として活用されています。

自然科学分野の博士号を持つ学芸員や研究員が、市民や研究機関等と協働で調査研究を実施し、その成果を企画展や各種講演会等で発表しているほか、集落が行う棚田保全活動での生物調査への協力やブナの間伐材を活用した商品開発への参画など、環境保全活動や地域振興の取り組みにも協力し、地域の自然環境を活かした中山間地の地域づくりのモデルとしても注目されています。

幼少年向けの自然体験プログラムの活動は、平成27年度の日本自然保護大賞（教育普及部門）の受賞や、平成29年度の経団連自然保護協議会からの「生物多様性の本箱 - みんなが生きものとつながる100冊 - 」の図書寄贈を受けるなど、教育活動の面でも高い評価を受けています。また、SDGsなどの社会的課題へのアプローチとして、生物多様性など里山の自然環境の特徴を活用した教育的体験プログラムの提供を進めています。

表3-11 企画展事業

項目	期間
しらべてまもろう里山の植物	R6.3.16～R6.7.7
生き物デザイン学校	R6.7.13～R6.10.14
美人林ものがたり～里山の美しきブナの森の秘密～	R6.10.19～R7.3.9

表3-12 総合学習等の支援（越後田舎体験等の利用を含む）

内 容	利用校・ 利用園数	利用校・利用園の内訳		
		市内	市外(県内)	市外(県外)
館内やキヨロロの森などで、各種自然体験や生物観察等の指導を行う。	30 (1,961人)	12 (1,180人)	11 (386人)	7 (395人)
学校等からの依頼を受け、現地で自然観察や各種自然体験等を指導し、解説や講話をを行う。	6 (508人)	5 (344人)	—	1 (164人)
森林保全学当の授業や自然体験の事前学習をオンラインで行う。	3 (169人)	—	—	3 (169人)

※( )は参加者数

※越後田舎体験利用校の市内宿泊先で講話

表3-13 自然体験プログラム

事業名	実施期間	実施回数	参加延べ数
里山の生き物探検	通年	35回	361人
ブナの森のようちえん	5月～翌年2月	5回	55人
キヨロンボをさがせ！	5月25日	1回	21人
山菜探し	4月～5月	2回	31人
田の草とりと田んぼの生き物調査隊	6月16日	1回	24人
夜の里山体験	5月～9月	3回	60人
ホタル観察会	6月29日	1回	31人
標本作り	5月～翌年2月	5回	60人
プラモ虫を作ろう	8月11日	1回	22人
ナイトミュージアム in キヨロロの森	8月16日	1回	18人
国際子ども環境ポスターワークショップ	8月17日	1回	17人
キノコ観察会	10月14日	1回	23人
野鳥こけしづくり	12月	2回	20人

表3-14 市民協働調査

事業名	調査の内容	回数	参加延べ数
花ごよみ調査	毎月1回、定点ルート上の花を調査し、その移り変わりを記録する。	8	84人
クモしらべ	キヨロロ周辺の森のクモを調査する。	8	39人
ゲンゴロウ相調査	キヨロロ周辺に生息するゲンゴロウの種類を調査する。	3	26人
ザリガニ捕獲作戦	キヨロロの森の池にいるザリガニを捕獲し調査する。	4	53人
里山の生き物サポーターズ	市民参加型の生物多様性保全活動として、キヨロロの森で、ため池や林地などの手入れを行う。	5	46人
探鳥会	毎月1回、キヨロロ周辺の野鳥を観察・調査する。	12	160人
子ども野鳥の会	まつのやま学園の児童を中心に、子ども達に野鳥観察の指導を行う。	8	156人
松之山大探鳥会	松之山野鳥愛護会・新潟県と共に開催で探鳥会を開催する。	1	64人

表3-15 その他の体験プログラム

事業名	実施期間	回数等	参加延人数
木工体験	通年	随時	722人
伝統文化体験	6月～翌年2月	4回	49人
スノーシュートラベル	12月～翌年3月	随時	761人

## 5 地球温暖化対策

### (1) 市役所の取組（十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）

令和2年度に「第4期十日町市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、市役所(事業者)としての地球温暖化対策に取り組んでいます。市役所は大規模な事業者であり、事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与するとともに、事務経費削減にもつながります。

また、行政の率先的な取組によって市民・事業者の自主的かつ積極的な取組の促進を図ることも目的としています。平成25（2013）年度を基準年度とし、市及び広域事務組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）24,976t-CO<sub>2</sub>を令和7（2025）年度末までに43%以上削減することを目標としています。

表3-16 CO<sub>2</sub>排出量の推移

年度	排出量(t)	基準年からの削減量(t)	基準年からの削減率
H25(基準)	24,976	—	—
R 2	20,312	△4,664	18.7%
R 3	20,355	△4,621	18.5%
R 4	17,950	△7,026	28.1%
R 5	17,151	△7,825	31.3%
R 6	17,441	△7,535	30.2%

### (2) 次世代自動車充電インフラ整備

電気自動車は、走行中に二酸化炭素などの温室効果ガス・大気汚染物質等の排出をしないため、環境に優しい車とされています。当市では、地球温暖化対策の一環として、電気自動車の充電に必要な急速充電器を市内2か所に設置し、平成26年11月20日に通電式を開催し、充電サービスを開始しました。しかしながら、設備の更新時期を迎えたことや利用者数減少等により、サービス継続が困難なことから令和6年6月をもって廃止しました。

表3-17 急速充電器利用実績

設置箇所	利用回数	維持管理経費
ユーモール	75回（284回）	119,702円（453,243円）
道の駅まつだいふるさと会館	309回（558回）	259,670円（499,474円）

※（ ）は前年度の数値

### (3) 熱中症対策

気候変動の影響により、全国的にも熱中症死亡者数が増加傾向であることから、改正気候変動適応法（令和6年4月施行）により、熱中症対策について、住民への直接的な声かけを自治体が行うなどが定められました。

表3-18 热中症警戒情報等の基準等

区分	热中症警戒情報	热中症特别警戒情報（令和6年新設）
一般名称	热中症警戒アラート	热中症特别警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより、热中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合	気温が特に著しく高くなることにより热中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達すると予測される場合	県内の全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達すると予測される場合
発表時間	前日午後5時頃及び当日午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

※暑さ指数 (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature) とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する指標

#### ア 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定

クーリングシェルターは、国の定める期間中、热中症特别警戒アラートが発表された場合に一般開放する避難施設を指します。涼しい環境への避難が大切なことから、令和6年7月に、当市のクーリングシェルターとして、31施設を指定しました。

表3-19 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

地域	施設の名称
十日町地域	市役所本庁、段十ろう、公民館（6地区）、めごランド、子育て支援センターくるる、市総合観光案内所、情報館、博物館、分じろう、十じろう、身体障がい者福祉センター、エンゼル妻有、平成園、羽根川荘（19施設）
川西地域	川西支所、千手中央コミュニティセンター、仙田体験交流館（3施設）
中里地域	中里支所、ミオンなかさと、ゆくら妻有（3施設）
松代地域	松代支所、松代総合センター、まつだいふるさと会館（3施設）
松之山地域	松之山支所、松之山自然休養村センター、高齢者憩いの家（3施設）

#### イ とおかまち涼み処の指定

热中症対策の更なる強化策として市は、警戒アラートが発表されなくとも冷涼な場所で無料休憩ができる「とおかまち涼み処」の取組みを令和6年8月から開始し、28事業所を指定しました。

表3-20 とおかまち涼み処（市指定協力事業者）

No.	事業所の名称	No.	事業所の名称	No.	事業所の名称	No.	事業所の名称
1	ウエルシア薬局 十日町住吉店	8	千手郵便局	15	十日町高田 郵便局	22	松代郵便局
2	ウエルシア薬局 十日町下川原町店	9	仙田郵便局	16	大井田希望の郷 郵便局	23	松之山郵便局

3	ウエルシア薬局 十日町本町店	10	橋郵便局	17	十日町川治 郵便局	24	松之山湯本 郵便局
4	十日町高田薬局	11	上野郵便局	18	十日町郵便局	25	室野郵便局
5	十日町商工会議所	12	下条郵便局	19	越後田沢郵便局	26	浦田郵便局
6	スポーツハウス N	13	魚沼吉田郵便局	20	貝野郵便局	27	山平郵便局
7	魚沼中条郵便局	14	土市郵便局	21	倉俣郵便局	28	クロステン

※年度中、市が指定をした順に表記しています。

## 6 当間高原リゾート環境監視委員会

### (1) 当間高原リゾート環境監視委員会

珠川地内でのリゾート開発及び事業活動による公害を未然に防止するため、環境監視を行っています。

### (2) 水質検査結果

委員の立会いのもと、当間高原リゾートエリア及びその下流に位置する地点で、一般及び農薬項目の水質検査を実施しています。

表3-21 水質検査結果

検査地点		検査項目	検査回数	検査項目数 (農薬成分数)	検査結果
調整池	A-2 調整池	一般	1	4	全ての項目が監視(管理)基準値以下
		農薬	2	3	〃
	I-1 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	2	3	〃
	第4 調整池	一般	1	4	〃
		農薬	2	3	〃
地下水	水沢水源	一般	1	13	〃
		農薬	—	—	令和6年度から実施しない
	馬場水源	一般	1	13	全ての項目が監視(管理)基準値以下
		農薬	—	—	令和6年度から実施しない
	珠川地内 井戸	一般	1	13	全ての項目が監視(管理)基準値以下
		農薬	2	3	〃
	リゾート内 調査水源	一般	1	13	水素イオン濃度が水質目標値の範囲外 (7月)
		農薬	2	3	全ての項目が水質目標値の範囲内

## 第4章 動物の保護と管理

### 1 犬の登録及び狂犬病予防注射

当市では4月と5月に狂犬病予防の集合注射を行っており、新規登録の申請も会場で受け付けています。また、市が業務を委託した指定獣医師の動物病院でも、注射と新規登録を一括して行うことができます。

表4－1 犬の登録数、新規登録及び狂犬病予防注射件数

年度	犬の登録数	犬の新規登録		狂犬病予防注射	
		件数	金額（円）	件数	金額（円）
R2	1,604	86	258,000	1,550(1,047)	852,500
R3	1,542	91	273,000	1,493 (988)	820,050
R4	1,511	93	279,000	1,447 (922)	795,850
R5	1,450	106	318,000	1,396 (909)	767,800
R6	1,443	135	405,000	1,388 (796)	763,400

※（ ）は、定期集合注射会場での注射件数

### 2 動物とのふれあい事業

越後妻有動物愛護協会等との共催で、クロアチアピッチクラブハウスにおいて、「動物愛護推進大会 in とおかまち」を開催し、長寿犬猫の表彰を行いました。また、同日「わんわん運動会 in とおかまち」が開催され、犬と飼い主が各種競技を楽しんでいました。

このイベントは、毎年9月20日から26日までの動物愛護週間にちなんだ行事で、「動物を愛護する」、「適正な飼育についての関心・理解を深める」、「他の生命を認め尊ぶ」ことの普及啓発を目的としています。

### 3 有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は、むやみに捕獲したり殺したりすることは鳥獣保護法により禁止されています。ただし、農作物に被害を与える場合や生活環境等を著しく悪化させる場合は、市（県）から許可を得て捕獲等を行うことができます。令和6年度の捕獲許可件数は21件となっています。